

令和3年2月5日
(2021年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

緊急事態宣言発令時における市立小・中学校の課外クラブ・部活動について

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、大阪府域の緊急事態宣言発令が、3月7日（日）まで延期されましたが、市内の新規感染者数は減少しており、学校内での感染拡大は見られない現状から、2月8日（月）より、緊急事態宣言発令中は、課外クラブ・部活動について、下記のとおり対応いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。

記

- 1 活動日数 各校の「課外クラブ・部活動に係る活動方針」に則り、週当たり2日（平日1日、土日1日）以上の適切な休養日を設定し、小学校の課外クラブは、土日祝の活動は行いません。
- 2 活動時間数 平日は1時間以内、土日祝は2時間以内とします。
- 3 活動内容 (1)練習試合や合同練習については禁止とします。(拠点校部活動は活動可能)
(2)なるべく個人での活動とし、感染リスクの高い活動は行いません。
(3)マスク着用で、十分な距離を確保してできる活動とします。(原則として昼食以外はマスクを外さないとしており、体育の授業などと同様の対応とします。)
- 4 活動人数 活動場所が密になる場合は、参加人数を制限します。
着替え等の場面も含めて、感染対策に十分に留意して実施します。

※ 活動に不安がある場合は、参加しないこともできます。